

平成30年

議会改革特別委員会会議録

加 須 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

第 2 7 回 9 月 1 3 日 (木 曜 日)

平成30年議会改革特別委員会 第27回

平成30年9月13日（木曜日）午後3時20分開議

審査案件

議会改革に関すること

出席委員（9名）

1番	野中芳子君	2番	竹内政雄君
3番	新井好一君	4番	柿沼秀雄君
5番	小勝裕真君	6番	小坂徳蔵君
7番	佐伯由恵君	8番	大内清心君
9番	森本寿子君		

欠席委員

10番 酒巻ふみ君

委員外議員

1番 金子正則君
6番 池田年美君
18番 中條恵子君
21番 及川和子君
22番 松本英子君

本委員会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 高橋敦男
主査（議事・酒巻俊郎
調査担当）

議事課長 戸田実

開会 午後 3時20分

◎委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君）

皆さん、こんにちは。第3回定例会の開会中で、しかも連日の本会議で、先ほどまで一般質問が行われていたところですが、大変お疲れのところ、委員各位には、第27回の議会改革特別委員会にご参集いただきましてありがとうございます、猛暑も一段落いたしました。秋らしい気候になってまいりまして、昔から暑さ寒さも彼岸までとよく言われておるところですが、その彼岸入りも一週間後と近付いてまいりました。本日は、前回の委員会において、会派の代表者の関係及び議員定数について委員間でご協議をいただきました。その際に第3回定例会中に再度委員会を開いてご協議いただくと申し上げてまいりました。本日の委員会は、それに基づいて開会するものです。最近、来年の市議会議員の改選について立候補の準備をしているという話も伝わってきております。そういう意味では、市議会議員の改選がもう6か月余りに迫ってきている訳でありまして、その定数を決めておくということも我々の責務かなと思っている訳であります。本日の議題は、お手元の次第にも記載してありますように、国民民主党の会派からの申し入れの件、更に議員定数の2件です。それからその他がございます、委員各位のご協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。



◎開会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、第27回議会改革特別委員会を開会します。議事の進行はあらかじめ委員の手元に配布してあります次第に沿って進めさせていただきます。早速協議事項に移らせていただきます。加須市議会基本条例に関することについて、2件ございます。その中で、①会派に関することについてを議題といたします。前回の委員会でも指摘をしたところですが、市議会改革の要である市議会基本条例を制定できたのは、国民民主党の会派も参加し、オール加須市議会の議会力及び議員力によってできたものであります。議長あてに正式に国民民主党から、代表者会議並びに議会運営委員会の正式なメンバーに入れていただきたいと、そういう要請を受けました。今日の報告事項の中にもあるのですが、市議会版BCPに関しましては、大規模災害の発生時に会派の代表者で構成する議会災害対策会議が、災害対策の任務に当たって、市議会で中心的な役割を担う、そういうシステムになっており

ます。それなのに、あの会派はダメ、あの会派は良いという排除や選択の理論では、加須市の存続が問われる大規模災害に、市議会として乗り切っていくという事はできないのではないかと私は思っております。もう一度、議会基本条例をよく振り返っていただき、この議会基本条例は、議会は言論の府である。市民の多様な意見を的確に把握する。それから議員間での自由討議によって議論を尽くすと。こうしたことを繰り返し強調して定めてあります。今、私の言ったことは、第5条の議会運営の原則、それから第6条の議員活動の原則、更に、第14条は、政策討論等の実施を定めてあるわけでありますが、この中にも積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くさなければならないと、これは義務規定になっております。私は、議会基本条例の制定前から、議会基本条例の制定はあくまでも市議会改革のスタートであり、議員の意識改革が求められていると、このように繰り返し申し上げてきた経緯があります。会派の取扱いは、そういう意味では議員の意識改革が問われるという問題でもあるのかなと思っております。そういう観点で、建設的な議論ができるようお願いしたいと思います。自由討議に入りますが、発言のある方は、挙手をお願いします。柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） 本当に、27回ということで、議会改革を皆さんで行ってきて、その中で国民民主党の方々も議会改革特別委員会に参加して、この議会基本条例の制定に向けて色々な意見を出していただきました。皆さんも出していただいて、議会基本条例が制定されて、今、委員長が言ったとおり、色々な意見を吸い上げて、市民のためになるような議会を作ろうということで、この議会改革特別委員会が発足したのかなと思います。そのような中で、議会改革ということで、改革をすることがこの委員会の目的かなと思いますので、今までは今までとして、これから議員同士で、お互いに話し合える場を作っていくことが大切なのかなと思います。私たち新政会は、この話も、いつもこの会議が終わった後報告して今までずっと行ってまいりました。我々新政会としては、申し合わせ事項を改正してやっていくことが良いのかなと、思っております。以上です。

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございます。新井委員。

○3番（新井好一君） 私どもの会派は、私も前回も申し上げたとおりなので、28人という定数の中で、今3人を基準としているのは、議会運営を決めていくという点では、適正な数であると思っております。この議会改革特別委員会については、あえて、国民民主党の皆さんを入れようかということはありませんでしたが、ケースによってはそのようなケースもあろうかと思っておりますけれども、議会運営という立場から考えますと、議会ですから、それぞれの会派、党派理念があるわけですから、きちんと数の確認をしながらやっていくことが当たり前の姿

であると思います。28人という定数の下では、私は3人が基準であるということを会派の方でも確認しました。ですから入ることについては、反対です。

○委員長（小坂徳蔵君） その他、大内委員。

○8番（大内清心君） 新井委員の意見とほぼ同じですけれども、先ほど委員長から、第5条、第6条、第14条の話がありました。その内容は、すばらしいものと思いますが、今回の「3人に1人」を変えるということにつながるとは思えないです。今回も代表者会議、議会運営委員会で決めた、「3人に1人」を変えることはなく、このままいって、どうしてもという場合は、代表者として、代表者会議に出ていただければ、例えば災害が起こった時の代表者が集まってという時は、当然代表者が来ますし、情報も伝わりますし、また特別委員会で聞けないということであれば、どんどん質疑を行っていただければよいのかなと思いますので、「3人に1人」という規定を変えることは、会派としては反対です。代表者会議の方に、もしどうしてもということであれば、これは代表者でありますから、会派がございますから、代表者が出ていただければよいのかなと思いますので、その辺りでなんとか代表者として、代表者会議に出て、意見を述べていくということでご納得いただければよいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 前回もそのようなご意見をいただきました。私たちは、実際に傍聴という形で議会運営委員会とかに出させていただいているのですけれども、発言権がない。そして公の党であるということで認めていただきたいということで要望させていただきました。やはり「3人に1人」というルールだからとおっしゃいますけれども、実際にその当事者である私たちが、大変議会活動に対して不自由を感じている。その時になぜ情報が得られるのに不自由を感じているのですかと言われたと思うのですが、やはりこちら側になってみないとその部分は分かっていただけないと思うのです。やはりルールというのは、そこに当たった当事者が不自由を感じているのです。変えてください、お願いしますと言っているところで、その部分を汲み取っていただく。そして、ルールは使いにくい人がいたら、それを変えていくというものがそのようなことだと思うのですけれども、その辺の所をよろしくお願いいたします。

○委員長（小坂徳蔵君） 他にあれば、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） いろいろ伺ってございましたけれども、私は、野中委員がおっしゃるとおりだと思うのです。今まで、議会改革については、すべての立場の方が入って決めてきた

ということであります。なぜ、他の部分はダメなのだということになるわけですがけれども。私は、先ほど柿沼委員がおっしゃったように、この部分についても改革をしていくと、改革の一つだという立場で、改革をすべきだと思っております。国民民主党をきちんと入れて議論を深めていく。なぜならば、先ほど委員長がこれまでの経緯をおっしゃいましたけれども、大事に進めてきたのが議会改革だと思うのです。その議会基本条例の中に、議会は合議制である、合議制という立場をとっていて、この逐条解説にもあるのですがけれども、複数の人の合意によって、ことを決する制度であり、なぜここで国民民主党を排除するのかということです。やはり入れていくべきであると思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 決して国民民主党を排除するという思いは、一切ございません。今までやってきた長い歴史の中で、やってきたことでいっているわけであって、先ほど議会運営委員会で意見を述べられないという話もあったのですがけれども、まず議会運営委員会に諮る前に、代表者会議に諮るのです。代表者会議に、もし、代表が出れば、そこでどんどん意見を述べられるわけです。何も言えないということはないと思うのです。これでもし、いいですよとなった場合、改選した場合、小さな会派ができました、2人います、それでは、1人は出ましようとなった時に、きりがなくなってしまうと思うのです。では、「3人に1人」と決めた意味は何だったのかということをお願いしたいのであって、国民民主党を排除するという思いは一切ないです。今までもそのようにやってきておりますので、そういう思いはなく、特別委員会も、では決算、予算2人に1人にするのかというようになったら、膨大な人数になってしまうし、やはり「3人に1人」という数が一番妥当であると思いますし、そこを変えていくことが議会改革に結びつくのかなというのは少し違うのかなと思いますので、代表者会議に出席していただくようになれば、そのような不備もなくなるのかなと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 今、数が膨大な数になってしまうということでありましたが、私たちが要望しているのは、公の党としてという形ですので、会派が、少数会派から1人とか、そういう形ではなく、要望していると思うのです。そのところなのですが、公党として認められている党として、今、2人。そういう形で1人をという形をお願いしていることと、もう一つ逆に質問させていただきたいのですがけれども、先ほど新井委員がおっしゃった28人で、「3人に1人」ということが適正な数。これでいうと、その辺のこと、ルールがあるので

すけれども、根拠というか、そのようにおっしゃる根拠のところを伺いたいのですけれども。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員、よろしいですか。新井委員、説明してください。

○3番（新井好一君） 説明というか。28人という定数というのは、28人ですから、どこの組織でも一定の組織であれば数があるわけですので。その中で、どこの組織でもルールがあるように、そのルールに基づいて組織運営がなされるわけで、ここは議会ですから、議会の中としての運営というのは、党派、会派が集まっている訳で、やはりそこに公党、公党と言っている訳ですけれども、公党は、国民民主党も、立憲民主党も公党として今あるわけですけれども、やはりそこに議席数というものはどうしても、議会全体の28人の中の何人なのかということが大切なんだと思うのです。そういう意味から、公党、なにも私は、国民民主党だから駄目だ、立憲民主党だから駄目だ、共産党だから駄目だなんてことは、私は一言も申し上げていません。あの党が駄目だ、この党が駄目だなんて、そのような意味ではなくて、あくまで28人の定数の下で「3人に1人」ということが議会運営をしていく中で、適正なのではないかということを行っているのであって、それが、公党であろうと、なかろうと、会派がその基準を満たせば結構であるということが、私の考えです。

○委員長（小坂徳蔵君） それは、新井委員も多様な意見の一つだということなんです。大内委員。

○8番（大内清心君） 今の、野中委員の発言から、もし来年改選しました、各会派ができました、立憲民主党もできました、希望の党もできました、交渉会派がいくつもできた場合、公党ですからということで皆さんが入ることになります。もしもの例えの場合ですが、公党で、来年改選後に、わからないじゃないですか、どういう方が出てくるか。では立憲民主党で出てきました、または希望の党で出てきましたということもありかもしれません。そういうとき2人ずつで出てきた場合に、それも公党だからということで認めていたら、きりがないのかなと思うのです。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 例えば、もしそのようになった場合、何の支障があるのでしょうか。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員、教えてください。

○8番（大内清心君） そうなったときに、膨大な人数になっていろいろな会議をすることにもなりますし、代表者として出てくる分としてはいいと思うのです、公党ですから。議会運営委員会であるとか、特別委員会のなかで、皆さんが出てくるとなると、当然審議も5時には終わらなくなりますし、何でもかんでもありになってしまうのかなと思うので、やはり「3

人に1人」というところを守りつつ、代表者として出てくればよいのかなと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○副委員長（小勝裕真君） いいですか。定数の話というか、「3人に1人」ということの解釈をめぐって色々な意見があるのですけれども、当然全員で話し合っただけで決めるということが一番良い理想的だと思います。ところが、合併して30人とか50人とかもっと多い議会もあるわけですから、現実的には、本会議は別として、委員会制度というものが充実してきたのは、ある程度的人数で協議ができるということが前提であると思います。前回28人の今の議席になっているのは、32人というのがあり、その時に「3人に1人」という、だいたい30人に10人くらいということ想定しているのかなと、私は思っているのですけれども。その際に、定数削減した時に、3人ということをして2人ということの議論をしても良かったのではないかなと思うのですけれども、そのまま来てしまっている。それが一つ、現実問題としてあります。それから、旧の加須市、以前に新井委員から意見がありましたけれども、その人が議会運営委員会の委員長にまでなったということもあり、これは別のこととして。今回も酒巻委員が1人だからということで、その1人が参加できるということではなくて、公党として、その意見を、市民の意見を代表するのではないかなということを前提にそれが考えられたのではないかなと思うので、だから旧加須市では、1人でも公党は出てきたということで、現実問題として。すごい公党が乱立して、委員会が運営できないという状況ではなかったと思うので、2人にすることで、いっぱい乱立して、委員会がどうにかなってしまうということはないと思うので。それと、先ほど言ったように広聴広報という話がありますから、まさに議会というものは少数意見を大事にすることが一番大切ですし、それからこちらからも投げますし、市民の意見を聞くと、それを代弁する機会というもの代表者会議もありますけれども、議会運営委員会が正式な委員会、特別委員会ですから、そこに入りたいというものは至極当然の要望であると思いますし、そういうことに対しては、先ほどの話で排除ということは考えていないということですから良く分かりましたので、特別委員会は入れるけれども、議会運営委員会には入れないという解釈は同じように考えてもいいのではないかなと、至極当然ではないのかな、私は思います。ですから「3人に1人」というものは、必要に応じて変えても良いのでは。

○委員長（小坂徳蔵君） 先ほど挙手していました、野中委員。

○1番（野中芳子君） 先ほど膨大な数と、全員の定員数を超えるということはないということで、人数は。多くの人で話し合うということは良いことですし、あとはルールということ

から言って、ルールを変えるにはと言われますけれども。やはりルールって、その中でこう変えてほしいとか、不自由している人がいる場合には、ルールというものは変えていくものではないかと思うのです。実際、私たちは、発言権がないということで非常に、議員活動に支障をきたしている部分もあるので、そこでルールを変えてほしいという形をお願いしているのですけれども、そこがなぜなんだろうというふうに、今までルールだということと膨大な人数になってしまったらどうするのだろうということが、私の中で納得する答えになっていないのです。そういうのはおかしいと思いますけれども、納得する答えになっていないのです。

○委員長（小坂徳蔵君） 大内委員。

○8番（大内清心君） 分からなくはないのですが、議員活動にすごく不便を感じているというところが、私には理解しがたいところがありまして、代表者会議に出られるのであれば、議会運営委員会は傍聴している訳ですから、内容は全部分かるわけで、市民に伝えられることは伝えられますし、不便であるとは感じられないのですが。先ほど小勝副委員長が、旧加須市では、以前は18人の時には各公党は1人でも出てきたと言われましたが、18人であったからできたことでありまして。今回改選をして、28人でスタートすることで決めたことでもありますので、せっかく決めたことを、なぜ「3人に1人」としたのかということなのです。そこをご理解いただいて、先ほども28人以上になることはないのだから、いっぱいでも良いではないかという話がありましたが、何のために会派の代表が出てきて意見を言うのか。みんなが出てくるのでは、ああじゃない、こうじゃないとなってくるのが目に見えてきますので、「3人に1人」とした考え、なぜそのようになったのかという考えに立ち返っていただきたいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 何度も言うようですが、2人にするという意味は、半分なんです。例えば、議会運営委員会でも半分になるわけです。半分にしては、議会運営についての議論になるかという、それはおかしな議論になってしまうので。そこあたりで、3人にしたという意味が、最大が9人。9人は議会運営委員会が設定されるわけです。そこに意味があるのであって、なおかつ、議会であるということは、それぞれの会派、党派というのは、それぞれ理念が違うところがあるのです。それを、民主主義はその中で多数決で決めながら、合議していくわけだから、互いにその中で譲ったりしながらやるわけで、適正な数というのは、28人であれば、1/3の9人が適正であるということでもって、私は「3人に1人」とい

う案がずっと来ているのだと思うのです。そういうところをしっかりと押さえないと、普通の会議であれば、もう少し皆さん意見を尊重しようよということがあってもそれはそれで、そうだねということがあってもいいけれども、ここは議会であるから、その辺は、きちんと党派、会派制をとっている以上、それぞれの理念をしっかりと持っているならば、それはやむを得ないと、1/3の「3人に1人」というのは適正な数であると思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 新井委員の理念が違うからということなのですが、理念が違うからこそ、多様な方々、議員が入って議論すべきではないのですか。私たちは、多様な民意を把握して、それを反映していくということを基本に議会改革と行ってまいりました。そうであるならば、その多様な会派の人達が入るということは、至極当然のことではないかと。それから、代表者会議に出るからよいのではないかという意見がありましたが、法定委員会というきちんとした議会運営委員会、議会改革検討委員会・特別委員会、予算・決算特別委員会、そういう法定委員会にきちんと出て、意見を言って、そこで議論を尽くしていくということが、それが基本であるからこそ、野中委員はこのような形で、私たちの会派を入れてほしいということで、代表者会議に出ればよいということではないと思うのです。

○委員長（小坂徳蔵君） 他に発言はありますか。新井委員。

○3番（新井好一君） 先ほども言ったように、民主主義の原則。議会で合議制ということについては、全く異論はないところで、お互いに違う意見をできるだけ統一できるものは統一していこうということで議会運営をしていくわけですから、それについては、全く異論はないです。しかし、3人にするか、2人にするかという議論については、やはり先ほども言った党派制、会派制をとっている以上は、その点は大切にしていだかないと困るということが、私の意見です。

○委員長（小坂徳蔵君） 小勝委員。

○副委員長（小勝裕真君） 誤解があってはいけないと思うのですが、旧加須市の時は、「3人に1人」ということが前提で、公党については、1人でもということでした。今ここで協議しているのは、国民民主党は、例えば酒巻委員の話がありましたが、1人だから出られるということではなくて、公党の場合は、「3人に1人」だけれども、その特例ではないけれども、認めてあげようではないかという話だと思うのです。現実問題の話として、今の議会運営委員会に1人加わるだけだと思うのです。すべてを今後の決算・予算特別委員会も2人というわけではなくて、その意見を述べる場を、議会運営委員会のところの場を与えてほしいと

いう話をしているのだと思うのですが。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） 私もそうなのですが、今、新井委員がおっしゃった合議制だからそれぞれの意見を尊重するということでは、私たちの所では認められていただけと思ったのです。2人に1人にするという形をお願いしている訳ではなく、公党であるからお願いしますという形をお願いしているのです、決して「3人に1人」を崩す、そこを変えてくれというわけではなく、公党だからということで、そうすると、新井委員は認めてくれているのかなと思った、私の中では非常にそう思ったので。とてもうれしいことです。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） 私は、議会は、一応会派制、党派制をとって、それぞれ代表者を出しながらその基準をもとにして、議席というものがそれぞれあるわけで、それで結集している訳ですから。その中で3人ということが基準となっている訳で。会派制、党派制をとっていることにおいては、その基準に満たしていないということでは、公党であっても駄目であると私は思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 竹内委員。

○2番（竹内政雄君） 公党である今、野中委員の話を聞いていたわけなのですが、公党というわけなのですが、我々無所属が随分いるわけですが、加須市議会だって無所属の議員が相当数いるわけで。なんか、無所属の議員は公党から比べると、一段下だよというわけではないですけども、そういう気持ちになってくるわけなんです。これだけ公党だから認めると言われると。これは少しおかしいです。この話は、多分なかなか結論は出ないです。議員定数の話もありますし、あと残り期間が6ヶ月ということで、また来年は4月に改選があります。どうでしょうか、そこでまた、定数だって変わるかわからないし、色々出てきますから。それでよいのではないですか。結論は出てこないのではないですか。ここで、みんなの意見を聞いたって、やはり、いい人と悪い人と半々でいるわけですし、いかがですか、委員長。

○委員長（小坂徳蔵君） この問題を考える基本は、我々、最高規範として議会基本条例を制定したわけです。議会基本条例がどのようになっているのかということです。議会運営の原則ということで第5条に規定しているのです。お帰りになってから、ご覧になっていただきたいのですが。この第5条で議会運営の原則を定めておりまして、全部で5項にわたって決めている訳です。その中の第2項です。第2項では、このように言っているのです。議会は言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めるもの

とする。という内容なのです。よろしいですか。これが、やはり議会運営の原則ということで決めているわけですから、我々も考えることを基本に考えていくということです。実はこのことは、その後の第6条には、議員活動の原則ということがありまして、これは、4項にわたって定めているわけですが、この第3項では議員は、議会が言論の府であること及び合議制である機関であることを十分に認識し、議員間の自由討議により議論を尽くすように努めるものとする。議論を尽くすんだ、しかも自由討議である、ということが、このことなのです。なにかあったら、これが、最高規範であるのだから、それに基づいて決めていくということが議会基本条例の基本なのです。だから、そこをご理解いただきたいと思います。それと先ほど、竹内委員からありましたので、委員長に問いがありましたので、私もそれに対して自由討議の中で出てきたわけですから、問題を整理したいと思います。これは基本的などのようなことなのかと言いますと、今、「3人に1人」の割合でそれぞれ議会運営委員会が構成になっていると。それについて、公党の複数以上の会派については、正規の委員に加えていただきたい。決算、予算の特別委員会にも加えてほしいと。ですから、会派「3人に1人」及び公党の2人の会派については1人という表現になろうかと思えます。これが、野中委員の主張であると思うのです。ですから、3人のことを全部取り崩せということを野中委員は、最初から言っているわけではないのです。多様な意見なのだから、その点を認めていただきたいということです。よろしいですか。議会基本条例の関係がある、それと別に「3人に1人」を崩すわけではない。これを基本にしつつ、多様な意見として認めていただきたいということが、野中委員の趣旨だと思うのです。これが議長に申し入れた内容です。先ほど、議論をいろいろしておりますと、二つの問題が出てきたのかなと思うのです。大内委員から話がありましたけれども、代表者会議については、代表者として出ていただいて、そこで発言していただいて結構であるという話がありましたので、ということはこれからのについては、代表者会議には国民民主党については、代表者が現在はオブザーバーとして出席しておりますが、正規のメンバーとして、代表者会議には、これは議長が招集するのですが、出ていただいて意見を述べていただくということです。これでよろしいのではないかと思います。それから、あとはこの後議論しますけれども、市議会版BCPがあります。もし大規模災害が起きた場合には、会派の代表者が集まって、市議会災害対策会議を作って対応してまいりますが、それも外してしまうのかということ、それは違うでしょうと。オール加須市議会でやっていくのですから。公党の2人の会派については、代表者会議に出ていただくと。それでオール加須市議会でやっていくということでもよろしいのではないかと。前回にもそれ

はよろしいのではないかという意見もありましたので、まとめるとそういうことなのかなと思います。新井委員。

○3番（新井好一君） BCPについては、我々はこれについては入ってもよろしいのではないかとこの委員会と同じように。ただ、議会運営という立場からすると、会派、党派制をとっている以上は、これはその議席を満たすということが条件ですから、公党だから入れるという考え方は、私は反対です。あくまで、ここで一致できなければ、駄目ということであって、あるいは議長に報告するという事などもありますが、両方を出して、議会運営委員会なりなんなりに話していただければいいと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） それは議会運営委員会についてですね。代表者会議はどうですか。

○3番（新井好一君） 駄目です。今の基準で行くべきだと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） かたくなですね。全然多様な意見を認めないというようなことは、こういう人が加須市議会にいるなんて。新井委員。

○3番（新井好一君） 何と言われようが構いませんが、会派、党派制をとっている以上は、その28人の中で、それぞれの議席に応じた配分をするということで、規則を作っている訳で、それが適正な規則ならそれに従うことがいいと思うし、それが適正だと私は思っているの、これは今のままで結構だと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 代表者会議は別に人数に限っておりませんので、会派の代表者ということでやっている訳ですから。少しかたくなすぎるのですが、ここで、皆さんに了解ですと言っただけであればそれで決まってしまうのです。代表者会議については、新井委員が反対しているの。

○3番（新井好一君） 私が反対しているのではなくて、会派全体の意見として言っているのです。

○委員長（小坂徳蔵君） だから新井委員が反対しているということです。佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 会派代表制をとっているからこそ、代表者会議には、会派の代表が出てくるべきじゃないですか。新井委員の言っていることを考えると。当然のことだと思います。先ほど委員長がおっしゃった、まずは代表者会議に入ることと、BCPの関係では、いなければ機能しないということを考えれば、委員長の提案はそのとおりであると思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3番（新井好一君） BCPのことについては、やはり個々の議員に関わることでですから、それについては加わっても構わない気はします。そのようなことについては、結構なことだと

思います。先ほども言ったように議会活動の原則は、この議会基本条例が制定した、先ほど委員長が申し上げていることについては、議会のルールとして、あるいは原則として承知はして、この間ずっと賛成をしてきたわけで、その中でお互いに民主主義的な議論を交わせばよいのであって、その中でルールがあるわけで、このルールが代表者会議、今の加須市議会では、代表者会議及び議会運営委員会ということで成り立っているわけで、委員会制度というもので成り立っているわけで、その中で数が「3人に1人」ということにしましょうということになっておりますので、その規則をしっかりと守っていくことが現時点では私は妥当だと何回も申し上げております。

○委員長（小坂徳蔵君） そうしますと、今の話を聞きますと、市議会版BCPの災害対策会議には、各会派の代表者が出て、災害対策会議を作るわけですが、それには公党で複数人の会派については、代表として招集を掛けていくと、ここで決めていきたいと。これについては、全員一致で今日は一致をみたということです。それから代表者会議の、代表者として発言を認めていくということは、先ほど話を聞いていくと、新井委員の会派は反対であると、新井委員の会派だけが反対であるということになるのかなと思います。一応、本当は議会運営委員会の関係もありますが、これについては引き続き、議会運営の原則の第5条の第2項がある以上、これは当然、義務規定となっておりますので、それぞれ持ち帰っていただき更に検討していただいて、更に再度本委員会において検討してまいりたいと思います。議会災害対策会議については、公党で複数の会派については委員として正式な招集をかけるということで、事務局の方で内部規定をあとで作っておいでいただきたいと思います。それではよろしいですか、これについては、竹内委員から委員長に問いがありましたので、それについて、私の方からこれについてしました。今日の議論はここまでとしたいと思います。

それでは、次に二つ目の議員定数に関することについてを議題とします。もう市議会選挙まで半年となってきました。冒頭でも申し上げましたけれども、市民の間では、次の改選時に立候補したいという動きも伝わってきております。そういう点では議員定数を決めておくということは、我々の責任かなと思います。できれば、調整が整えば、第3回定例会の会期中に方向性を出していくべきではないかなと考えております。協議に入りたいと思いますが、どのようにいたしましょうか。前回、議員定数を決めてもらいたいという話が、複数の委員の方から出ましたが、それを踏まえまして、もし了解をいただければ、協議するための資料を提出したいと思いますが、ご了解いただければ配布したいと思います。

(「はい、お願いします」と言う人あり。)

○委員長(小坂徳蔵君) 分かりました。試案ということですが、事務局よろしいですか。色々、話し合っただけの試案です。私の純然たる個人的な見解ということではないです。少し私の方から説明します。まず、この市議会議員定数を考えるポイントとしてあります。議会基本条例の第29条、議員定数を定めてあります。この第1項は、議員の定数は、加須市議会議員定数条例に定めるとあります。第2項が、議員の定数は、市民の多様な意見の市政への反映、監視機能及び政策形成機能の確保並びに議会改革の推進による議会力の向上を考慮して定める。また、第3項は、委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。第4項は、前項の提出に当たっては、市民等の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。これが、議員定数を定めた議会基本条例の第29条になっております。その中で、いろいろ市議会としてやってきたことが、1つ目が、市議会の役割と現状ということです。二元代表制の下で市議会の存在感が低下し、残念ながら市民と市議会との間の距離が乖離している。前回の市議会議員選挙の投票率が48.4%でした。30%台の投票所が約1割にのぼっております。それから、市議会議員選挙を2回行ってありますが、合併になって、そのたびに下がってきているのが現実です。それから2つ目は、市議会が果たす役割の重要性である、市議会の基本条例を制定したということです。これは市民の多様な意見を汲み取るということです。議会力、議員力を生かし、監視機能と政策提案機能を発揮して、市民の負託に応える。加須市の現状と市議会が果たす役割が増大している。今日の一般質問にもありましたが、少子高齢化と人口減少、医療体制の問題、子育て支援、教育条件の整備、地域経済等々が、今加須市として大きな課題になってくるのではないかと思います。3つ目の関係です。市民との連携・協働を推進する市議会改革の取組が成果を上げている。それは、市民と市議会との距離を縮める市議会改革が進んでいる。それから、市民の意見を市議会に反映させるということで、今議会中も市議会モニターの皆さんに傍聴をいただいているのですが、市議会モニターの導入、公聴会、パブリックコメント、市民公開研修講座の活用、それから大学との連携協定の締結、市議会版BCP、市議会版シティプロモーション等々を行って、今後なんとか距離を縮めていこうと我々取り組んでいるところでございます。こういう取組の中で、市民の関心が高まって、市議会のホームページのアクセス数が前年度比で4倍に急増しております、8月だけを取り上げると約5倍に急増している。そ

れから 4 つ目の関係ですが、専門的知見の活用とありまして、議会基本条例の第 16 条に定めがありまして、昨年 11 月に市民プラザかぞで、市議会ミニ講演会を行いました。浅野和生教授からご教示がありました。それから、市民公開研修講座講演会で野村稔先生からご教示もありました。議会費は歳出全体の 0.4%にすぎないという数字も示されました。ちなみに加須市の場合、平成 30 年度の予算総額が、一般会計、特別会計全て含めて 631 億円です。これに対して議会費は、3 億 3,600 万円ですので、全体の 0.53%という水準かなと思っております。それから、浅野和生教授も、野村稔先生も言っていることは、議員定数は行革の対象とは次元が異なると。削減すべきではないと。そういうご意見があったのかなと思っております。一応これまでの議会改革の取組の中で、加須市議会が取り組んできた内容についてまとめたということにすぎません。我々は、ミニ講演会などいろいろ講演会をやっておりますので、そのことを踏まえて、専門的知見の活用ということがありますので、このように記載したということです、皆さんが講演会を聞いている内容です。以上です。質問や意見があれば、議論の糧になればよいかと思って作った内容です。特に他意はございません。一応、前回決めてくれと言う話が、議員定数を決めていただきたいということがありましたので、議論のポイントがなければいけないかなということで、皆さんにお示ししたということです。竹内委員。

○2 番（竹内政雄君） 先日の会議の時に、各会派で持ち帰って、会派の意向を確かめるということが約束事であったと思うのです。私たちの会派が 9 人ということで最大会派なので、うちの会派の意向を伝えるとします。皆さんの意見、9 人の中で、正直言いまして、現状維持が 6 人。削減も考えなくてはと言う人が残りの方でいました。ただ、久喜市の近隣市町村の様子も全部データをとった中で、確かに人口とか調べてみると、加須市の場合、久喜市や行田市より若干多いのかなという気もします。ただ、面積が、相当久喜市から比べると倍くらい。そのような状況を考えて、それと、議員報酬を見て、25～26 年現状のままということで、全く上がっていないし、そのような中で、削減はいかなものかという意見が出てまとまったのです。削減がある場合には、議員報酬の審議会にかけて、値上げ。これのセットでと言う話です。

○委員長（小坂徳蔵君） 新井委員。

○3 番（新井好一君） 今、竹内委員が申し上げたとおり、中の議論は、定数の問題ですから、考えがあつてなかなか統一するのは難しいのです、正直。我々はあと半年に迫って、ここで定数の、議会としての態度が出ないというのはどうなのかなと。本来ならば、4 年間の任期

の間には必ず一度しっかりと議論をすべきであると、当初から我々が言ってきた課題であつて。ここに来ては、議論と言つたって、多くの議論をすることができるわけではないので、非常に大変なそれぞれの議員にとっては大変な問題であるので、今言ったような内容で、会派の中の議論は行われたということです。竹内委員が申し上げたことは、議員定数と議員の報酬ですとか様々なその他の条件も含めて、総合的に考えて定数を考えなければならないだろうというのも、これも当然の意見で、なおかつ客観的にその辺を判断すれば、議会基本条例の1から4の項目については、公聴会制度とか、参考人制度とかを考えれば第三者委員会的な審議会を設けるということも一つの方法なんです。そこで、審議して、1年から1年半くらいの議論はかかると思うので、そういう点を考えなければならないだろうということで、最終的には先ほどのような議論の中で、今回については、行くのもやむ無しという意見、ある意味では妥協的な内容で決まったというか、そのような意見に会派としてはしていこうかとなったわけで。他の会派の皆さんのご意見も含めて、話し合いの余地は十分まだまだあると思うので、しかし今議会中には定数というのは、次の選挙は何人ですということは、しっかり決まっておかなければならないだろうということは、はっきりしていることではないだろうかと思います。

○委員長（小坂徳蔵君） 先ほど新井委員のおっしゃった話の中で、議員の定数の見直しは、議員の報酬の改正とセットだということは、できないと思うのです。今の市民感情を考えた場合には。我々の選択の余地には入らないと考えざるを得ないのです。その上で考えるということになるのかなと思います。そのことで、他にもしあれば。大内委員。

○8番（大内清心君） 本来であれば、本当に1年以上前に定数というものを決めていただければよかったのですけれども、ここまで来てしまつて、減らしましょうとなった時にどうなのかなと言うのもあるのですけれども。定数の問題は、本当に色々な問題とかかかわっているのかなと感じておりました。6月議会では、政治倫理条例が改正されました。うちの方の会派は反対しましたがけれども、その意味は、反対したからというわけではなくて、改正した中で若い人たちが出やすくするためだという意見がございました。はたしてここで定数を減らして出やすくなるのかと言ったら、難しいのかなということもありますし。また、先ほど新井委員から報酬ということの話がありましたけれども、委員長は考えられないとおっしゃいましたけれども、報酬にも魅力がないと言うのも事実かなと思いますので、改選後はしっかりと次の4年後に向けて、定数また、色々な費用弁償のこともありますし、報酬のこともありますけれどもどうするべきなのかということを話し合いながら、もちろん議員が報酬を上げ

るとか減らすとかを決めることはできないので、その辺のところは改選後に、すぐにとりかかっていたきたいかなど、今回のように残り半年しかないということが絶対にないようにやっていかなければならないのではと思っております。また、市民の方々もパブリックコメントの中で、25人が良いのではとかと言う意見もありましたが、中には減らすべきではないという意見もありましたので、その辺のところ、意見を考えながら、私たちの会派では、4年後の次の選挙の時までには、すぐに改選後には次のことを考えていただきたいと思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） 柿沼委員。

○4番（柿沼秀雄君） うちの方の定数については、皆さんそのように思うと思うのですが、議員として、大変なことだと思います。新政会では、定員、報酬、費用弁償はどうするということやずっと協議してきたのです。中には、減らして報酬を上げた方が良いということもありました。色々と皆さんで話して、議員を減らすということは、加須地域の人達は、いいかなと思うこともありますが、旧町の方を減らすということは、北川辺地域で5人おりますが、2人くらいになってしまうと思うんです。おそらく。そういう恐れもあるような、私自身はそう思ったんです。若い人たちは、現状のままでこのままでいこうという意見が大半でした。報酬であるとかの問題は、委員長が言ったように。そのことを踏まえれば、うちの方の会派では定数は現状のままということで決しました。

○委員長（小坂徳蔵君） 野中委員。

○1番（野中芳子君） うちの方で話し合ったのは、周りでは減らすべきという声が多いので、減らして、政治倫理条例の改正の時にその理由の一つに、先ほどおっしゃった若い人たちが出られないという理由もあったと思うのです。やはり報酬ということがあったと思うので、そのような形で、報酬を上げた方が出やすいということになるのかなど。ただ、先ほど報酬は上げることはないということなので、その辺は違ってしまうのですが、一応そういうことで話はしました。

○委員長（小坂徳蔵君） ほかに、佐伯委員。

○7番（佐伯由恵君） 私たちは、前回の会議でも述べたのですけれども、議会改革の到達に立って、議員定数は考えていくということが基本的な立場であると思っております。委員長が資料を出しているのですけれども、議会改革の私たちの到達は、加須市基本条例を作ったということです、6月議会に総員で議決して今、施行されている。その中で、議員定数がどのように定められているか、ここをきちんと押さえておくことが大切であると思っております。特に、2項で逐条解説ではもっと詳しく出ているのですけれども、逐条解説ではこのようにな

っております。市民の代表機関である市議会の議員定数は、①市民の多様な意見を市政に反映させる、②市議会の本来的機能である監視機能と政策形成機能を確保する、③市民と連携・協働を推進する議会改革を推進する。この3つの立場で、議事機関としての役割を総合的に発揮する議会力の向上を判断基準とするということになっています。議員定数の判断基準は、議会力の向上であると、逐条解説ではまとめてあります。そこから考えると、議員数を減らすということは、議員力の向上になるのかという、そういうふうなことを考えていったときに、議員の活動とは何だろうと、先ほども出てきましたけれども、議員の活動は第6条にあるのですけれども。ここでも4項決めてあるのですが、1つは、市民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽によって、市民福祉の向上のために活動しなければならない。もう一つは、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議論を尽くすよう努めるものとする。ということが議員の活動原則とうたっているのですけれども、議員を減らすことで、多様な市民の意見を、民意を的確に把握するというはどうなるのだろう。議員の数が減るということは、すなわち議員一人一人がそのような役割を担っている議員が減るということで、やはりこの多様な意見を汲み取るということは議員定数を減らすということについて、後退するというように考えます。また、多様な意見を皆さんで自由討議によって、言論の府として結論をより良い結論を出していくという点では、議員を減らすということは、やはり後退するというふうに思います。そこで、議員は減らすべきではない。これは、市民も言っている訳です。市民はどのように言っているかと言うと、もっと議員は市民の意見を聞いてほしい。一番最初に、市民アンケートを取った時に、もっと議員は市民の意見を聴いてほしい。議員はもっと学んで、研鑽して資質を高めてほしいということを言っている訳です。議員を減らすことではなくて、私たちは議会改革の中で、議会基本条例の中で議員力を上げよう、一人一人がもっと研鑽を積んで、資質を高めていこうと、その合議体が議会であり、議会力が高まっていくというふうに考えるならば、議員定数は現状維持で、私たちは残された任期半年は、研鑽を積んで一人一人が議会力を高めていくことが大きな仕事、役割であると思っております。

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、それぞれの意見を出していただきました。それぞれ意見を出されたことについては、我々任期は半年余りということで、選挙ですから、私自身もどうなるかわからないことで、選挙ですからそのようになるわけで。また改選の時に、新しくなった人たちに議論していただいて方向性を出していただくということになるのかなと思います。今、各党派の方から、いろいろ意見が出されました。それをだいたいまとめると、

今回の改選は現行の 28 人で行くと。ということですので、議会改革特別委員会で議員の定数は、最終的に決められませんので、今回の内容を議長に報告します、私の方から報告します。そうすれば、議長がその後、代表者会議、そして議会運営委員会があくまでも、議長の諮問によって議会運営委員会を開くということになっておりますので。そこで、また議長から話があってということになろうかなと思います。一応、議会改革特別委員会で、議員定数について前から協議する場を設けてほしいということで話がありましたので、前回もありました、今回もそのようなことで話をして、一応方向性は現行の 28 人で、次の改選は行っていくということで、意見の一致をみたのかなと思います。それで、そのように議長には報告します。その上で、あとは議長が、議会のルールに沿って執り行っていくと思いますので、それでよろしいですか。

(「はい」と言う人あり。)

○委員長（小坂徳蔵君） 今言ったようなことで議長に報告しますので、よろしくお願ひいたします。それでは時間も大分経っておりますので、その他の部分について、2 件だけ皆さんに報告です。1 つは市議会版 BCP の図上訓練を実施するための調査案件です。前回申し上げました。実際にこの大規模災害時に、市議会版 BCP が機能するのかということで、事前に図上訓練を行って問題点を把握して、解明しておくことが必要であるということで。図上訓練が必要なのですが、私たちに図上訓練のノウハウはありません。それで事前の調査が必要です。前回も言いましたが一般財団法人消防防災科学センターが東京都三鷹市にあります。相手先との調整が整いましたので、10 月 10 日の午後ですが、私と小勝副委員長、更に事務局で調査に行つてまいります。それを基にして 11 月に図上訓練ということで実施してまいりますので、ご承知おきください。それからもう一つ。平成国際大学の学生さんと市議会議員との意見交換会の関係です。これはこの間の全員協議会で、高橋事務局長が、今議会、平成国際大学の学生が傍聴にまいりますと報告したと思います。9 月 20 日の午後決算特別委員会の初日になると思いますが、午後から教官 2 人と全員協議会室で、決算特別委員会がありますけれどもそこに傍聴にまいります。これは、市議会と平成国際大学との連携協力の協定に基づいて傍聴に来ることですので、それで意見交換を行うということです。意見交換会の日程も一応定めました。皆さんにご報告いたします。日程は 10 月 29 日月曜日です。これは、平成国際大学の学園祭が執り行われるという関係で、この日程しかないということです。10

月 29 日午後 1 時 30 分を予定しております。全員協議会室で予定しております。出席は、全議員を対象にしております。ただ、意見交換ですので、初めての学生との意見交換ですので、少し慎重な対応が必要かなと思っております。意見交換は、ここにいる議会改革特別委員会の委員の皆さん、議会運営委員、3 常任委員会の委員長に限らせて、要するに意見交換で話をするのは。そうでないと最初の話し合いで、あまりおかしなこととなってしまうと、いくら協定を締結していても、次につながっていきませんので。一応そのようなことで考えておりますので、予定をしておいていただきたいと思っております。以上 2 点ですが、何か質問はございますか。竹内委員。

○2 番（竹内政雄君） よろしいですが、確認なのですが、意見交換会のメンバーですが。

○委員長（小坂徳蔵君） これは、意見交換会は、出席は全議員です。それと、学生が質問します。それに答えるのは、このメンバーと議会運営委員会と 3 常任委員会の委員長に限らせていただくということです。全部でと言うと、慎重に対応していきたいと思っております。学生に回答するのはここにいるメンバーです。新井委員。

○3 番（新井好一君） 9 月 20 日は何時から来るのですか。

○委員長（小坂徳蔵君） 9 月 20 日は午後 1 時 30 分からです。決算特別委員会で、第 2 款の総務費の審査になると思います。一応、学生が 10 人、教官が 2 人。大内委員。

○8 番（大内清心君） 傍聴席は、きちんと設けて、議員とは分けて。

○委員長（小坂徳蔵君） 今の議員は、脇に机を置きますが、傍聴ですので、課長たちの後ろに席を設ける。議員は、南側の方に机を出して、レイアウトはそのままです。よろしいかと思えます。あまり、特に特別委員になっている人は、変な質問はできないので、慎重な審査をしていただきたいと思っております。大内委員。

○8 番（大内清心君） 図上訓練なのですが、11 月中旬ごろかなと思っていたのですが、なるべく早くいつと決めていただければ、予定が立てやすいので。

○委員長（小坂徳蔵君） はい、分かりました、なるべく早く。ただ話をした方がいいのかなと。今日も突然がよいということもありましたので、議長と相談をして。でも早めにしかるべき、ただ全員に言うべきかなと、これは機能するのということですから。いずれにしろ一応、分かりましたので。他にございますか。

（「ございません」と言う人あり。）

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、先ほどの2件については、そのようにご了解お願いいたします。それでは、本会議の閉会后、大変難しい問題を時間かけてご協議いただきまして大変ありがとうございました。これで、本日の議題と協議は、すべて終了しました。



◎副委員長のあいさつ

○委員長（小坂徳蔵君） それでは、散会に当たり、小勝副委員長からあいさつをお願いいたします。

○副委員長（小勝裕真君） 本会議終了後大変お疲れ様でした。今後は平成国際大学との交流もありますし、またBCPの関係につきましては、皆様のご協力を是非お願いいたしまして閉会とさせていただきます。皆さんありがとうございました。



◎散会の宣告

○委員長（小坂徳蔵君） ありがとうございました。それでは散会といたします。大変ご苦勞様でした。

散会 午後 4時33分